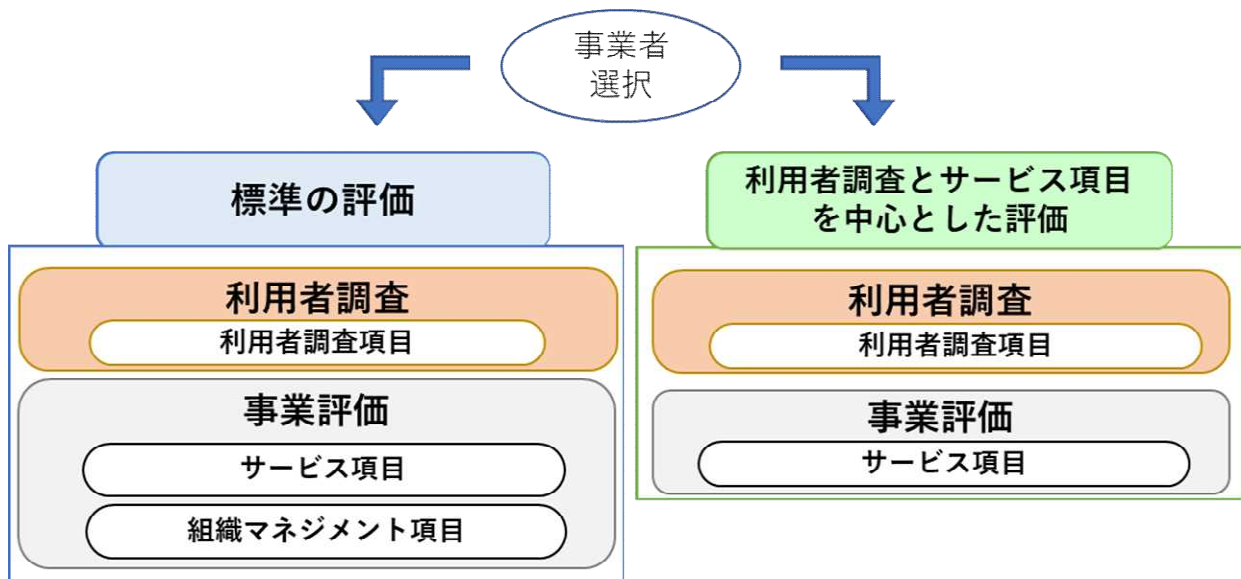


「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」について

- 「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」（以下、「サービス項目を中心とした評価」）は、高齢分野の在宅系サービス事業者のみなさんが、第三者評価の実施に取り組みやすくなることを目的に、平成21年度から実施しております。
- 事業者のみなさんは、標準の評価（組織マネジメント項目とサービス項目のすべての共通評価項目を用いる評価）と、「サービス項目を中心とした評価」のいずれかを選択のうえ、第三者評価を実施できます。
- 評価者は、利用者調査結果と、サービス項目を中心とした事業評価の結果を中心に、総合的な観点から事業者の成果と課題を明らかにします。



○ 「サービス項目を中心とした評価」の手法の要点

(1) 評価対象福祉サービス

<高齢分野>

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援、通所介護【デイサービス】、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多

機能型居宅介護(介護予防含む)、認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護

<障害分野>

短期入所、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、宿泊型
自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、多機能型事
業所、共同生活援助(グループホーム)

<子ども・家庭分野>

認可外保育施設(ベビーホテル等)

(2) 共通評価項目

- ・事業評価の共通評価項目は、サービス項目のみを設定
- ・「苦情解決」、「安全確保・向上」を追加

(3) 全体の評価講評(「特に良いと思う点」・「さらなる改善が望まれる点」)

記述数を「2つ以上3つ以内」と規定(「標準の評価」では、3つずつ記述)

○「サービス項目を中心とした評価」は事業者の選択により実施

- ・対象となる在宅系サービスの事業者のみなさんは、「標準の評価」と「サービス項目を中心とした評価」のいずれかを選択できるようになり、これまで以上に第三者評価に取り組みやすくなります。
- ・はじめて第三者評価を実施する事業者のみなさんが評価に取り組む最初のステップとして選択したり、継続的な評価の実施を行っていくうえで「標準の評価」と併用するような活用方法が望ましいと考えています。